

魚津市告示第24号

魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年2月12日

魚津市長 村椿 晃

魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製氷事業 水産氷（鮮魚の鮮度保持のための業務用保存氷をいう。）を製造するための施設を有し、当該施設において製造した氷を主に漁船、水産加工等の水産関連業者へ販売し、又は供給する事業をいう。
- (2) 冷凍・冷蔵事業 冷凍又は冷蔵のための施設を有し、当該施設において継続的に水産物を凍結し、又は低温保管する事業をいう。
- (3) 水産物卸売市場 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に基づく市場のうち、水産物を取り扱うものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、市内の漁業協同組合（以下「組合」という。）に対し、電力価格の高騰により経済的影響を受けている製氷事業、冷凍・冷蔵事業及び水産物卸売市場の経営安定化のため、交付対象施設に係る電力料金の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付対象施設)

第4条 補助金の交付対象となる施設（以下「交付対象施設」という。）は、市内に所在する製氷事業、冷凍・冷蔵事業又は水産物卸売市場の用に供する施設のうち、令和3年3月31日以前から稼働しており、かつ、申請日以後も稼働を見込む施設とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、組合が運営する各交付対象施設が令和6年4月から令和7年3月までに負担した電力料金から令和3年4月から令和4年3月までに負担した電力料金を差引いた差額の合計とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は、補助対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の16分の1以内の額（1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする組合（以下「交付申請者」という。）は、魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、これを市長に提出するものとする。

- (1) 事業実績一覧表兼補助金計算書（様式第2号）
- (2) 電力料金の支払日及び電力使用量が確認できる書類の写し
- (3) 電力料金の支払を証する書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 交付申請者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合、これを減額して申請しなければならない。

(交付の決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により補助金の交付が適当でないと認めるとときは、補助金を交付しない旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条第1項の通知を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該交付決定者に対し、

補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(関係書類の保存)

第12条 交付決定者は、補助事業に係る経費の内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第8条第1項の規定による交付決定をした補助金の取扱いについては、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書

魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金の交付を受けたいので、魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請し、併せて実績報告します。

記

1 交付申請額 金 円

2 交付対象施設数 件

3 添付書類

- (1) 事業実績一覧表兼補助金計算書（様式第2号）
- (2) 電力料金の支払日及び電力使用量が確認できる書類の写し
- (3) 電力料金の支払を証する書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

様式第2号（第7条関係）

事業実績一覧表兼補助金計算書

交付対象施設名	所在地			令和3年4月分～令和4年3月分 電力料金 (税抜)	令和6年4月分～令和7年3月分 電力料金 (税抜)	差引額 (税抜)
	施設種別（いずれかに○）					
	魚津市					
	製氷 事業	冷凍・冷蔵 事業	水産物 卸売市場			
	魚津市					
	製氷 事業	冷凍・冷蔵 事業	水産物 卸売市場			
	魚津市					
	製氷 事業	冷凍・冷蔵 事業	水産物 卸売市場			
	魚津市					
	製氷 事業	冷凍・冷蔵 事業	水産物 卸売市場			
				差引額の合計額 (A)		
				交付申請額 (A) ÷ 16 (1円未満切捨て)		

様式第3号（第8条関係）
魚津市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金交付決定通知書兼額の
確定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助
金について魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金交付要綱第8条第1項の
規定により、次のとおり交付を決定し、併せて額を確定しましたので、通知
します。

年 月 日

魚津市長

印

補助金交付決定額（確定額） 金 円

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所在地

团体名

代表者氏名

印

魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金請求書

年　月　日付け魚津市指令 第　　号で交付決定及び額の確定のあった魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金について、魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり請求します。

記

1 補助金の交付決定額 金 円

2 補助金請求額 金 円

3 振込口座

金融機関名		支店名								
預金種別	普通・当座・その他 ()	口座番号								
フリガナ										
口座名義										